

津田 今村

五 金銀其他受渡方覺

御算用場より、會所退出以後御かね請紙面到來候はゞ、翌日一名に而調出候事。但、物書所に而調候。

覺

一、何十貫目 文丁銀

一、何十兩 文金小判

右明何日小拂の請申度奉存候。以上。

エト月日

一名判

右之通二通調、一通は無判。

一、小拂奉行中の茂、右紙面に添紙面を以申談候事。

別紙之通御かね請候儀、唯今申來、寫進之候。手目録差出申候間、明後日御かね御受候御心得可被成候。以上。

何月何日

誰 無判

小拂奉行兩人

一、丁日退出後又は半日に中入之儀申來候はゞ、紙面見受、

左之通小紙相調、御月番の指出可申候。

今月朔日より、或十五日迄、諸方上納銀、上り封之儘、同何日中入相立申候。

月日・名付等に茂不及、小紙覺書之趣右之通書捨也。但中入之儀御算用場より到來紙面、早速銀留役人中に添紙面を以指遣可申候。且又本入立申砌は、御月番の申上に不及事。

一、割場仕立飛脚指出候節、賃錢等急渡り、飛脚請取紙面に割場奉行奥書を以、右飛脚之者致持參候者、奥書見届、小拂直に向せ爲受取可申候。右紙面之奥書左之通。

右可有御渡候。明日會所印合可申候。以上。

誰 印

一、御近習頭より、金銀何程御用候間、御次迄押付持參可仕旨申來候はゞ、右紙面受、承知仕候旨及返答、小拂奉行は早速紙面遣可申候。如左。

覺

一、何百目

文丁銀

一、何十兩

小判

右急御用に付、押付請取、御次は持參仕管に御座候間、早々御出、御渡可被成候。以上。

何月何日

誰 印

小拂奉行兩人

右紙面調、會所迄遣し、取次より小拂奉行は、早速爲持遣候様可申遣事。但、各持參と不申來候はゞ、小拂奉行御次は持參之管也。

覺

一、金二百疋充 出雲守様御飛脚足輕二人

右被下候條、御奏者番斷次第可被相渡候。以上。

申三月八日

澤田源太夫

會所御奉行衆中

追而別紙金子追付受取可申候間、左様御心得可有之候。以上。

右之類急渡り金銀錢等目數、御用所より紙面到來候はゞ、右紙面寫早速小拂奉行は可被相渡旨、添紙面調可指遣候。小拂奉行中御奏者所は持參被相渡候。請取人足輕等會所は出不申に付、尤切手も入不申、奥書等も無之事。

一、吳服所は急御用申來候はゞ、御用所より到來之紙面、添紙面を以早速遣し、右紙面被得其意、御用所紙面一覽之上、被相返候様可申遣事。

一、何によらず吳服所御有物、有無相尋申越候様に、御次并御用所等より申來候はゞ、右紙面を以相尋、有無可申遣事。

一、御次は罷出、町飛脚に相渡候品々受取、坊主は申渡、御支關迄指遣、夫より御小人會所は持參、則召連罷越候に付、河北御門に而持參之者斷、罷通候事。

一、奥御納戸奉行より呼に參、罷出候はゞ、御用方申談受候而、罷歸候而相曉候事。

一、魚津町奉行より、御膳御用何によらず到來之節、町奉行紙面に添紙面致し、御臺所奉行は可指遣事。

一、江戸・京より町飛脚等に到來之品、預支院様御前様方御書入御召料之御衣類之分は、相届候節、幸領足輕割場より受取候而、指添遣申候事。割場は者假紙面遣、追而場印之紙面取替遣候事。

一、小拂・吳服等品々・御料紙・炭・薪等急御用之品、場相濟候以後は、先々切手御用番會所奉行奥印候而相渡候事。